

## 公文書部分開示決定通知書

介支第871号-1

令和6年2月9日

中山理司様

(実施機関)

桑名市長 伊藤 徳宇



令和6年1月26日付けで請求のありました公文書の開示については、桑名市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書の内容	開示請求者が請求した内容	① 名古屋高裁平成29年1月10日決定（名古屋高裁平成28年（ラ）第396号）の決定書 ② ①の決定に関連して平成29年11月7日に提訴された国家賠償請求訴訟に関する※津地裁平成29年11月21日判決、控訴審及び上告審の判決書・決定書又は和解調書、並びに当該訴訟に関して桑名市が支払った弁護士費用（弁護士報酬及び実費）が分かる文書
	実施機関が特定した公文書の内容	① 名古屋高裁平成29年1月10日決定（名古屋高裁平成28年（ラ）第396号）の決定書 ②-1. 国家賠償請求訴訟 津地裁判決書 -2. 国家賠償請求 控訴審判決書 -3. 国家賠償請求 上告審決定書 -4. 当該訴訟等に関する弁護士費用（弁護士報酬及び実費）請求書
開示しない部分		①②個人名、生年月日、事件番号、診断内容などの個人情報 ②弁護士報酬の額、振込先口座、印影
上記部分を開示しない理由		①②桑名市情報公開条例第7条第2号（個人情報）に該当し、特定の個人が識別され又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため ②同条例第7条第3号（法人情報）に該当し、開示することにより当該弁護士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。また、同条例第7条第6号に該当し、契約に係る事務に関し市の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、かつその適切な遂行に著しい支障をきたすため。
開示しない理由がなくなる期日及びその部分		なし
開示を実施する日時		郵送による開示
開示を実施する場所		郵送による開示
事務担当		保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室 〔電話番号 0594-24-5104〕
備考		※「津地裁平成29年11月21日判決」は「津地裁令和元年11月21日判決」であることを確認（1月31日電話連絡にて）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。

注 1 公文書の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。

3 この決定に対し第三者から不服申立があつたときは、この開示が停止される場合がありますのでご了承ください。

4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

平成28年(ラ)第396号 後見開始の審判に対する即時抗告事件 (原審・津家庭裁判所四日市支部平成28年(家)第2146号)

決 定

抗 告 人(原審当事者参加人)

手続代理人弁護士 竹 内 綱 己

三重県桑名市中央町2丁目37番地 桑名市役所

原 審 申 立 人 桑名市長 伊藤 徳宇

本籍

住民票上の住所

本 人

(昭和○年○月○日生)

主 文

- 1 原審判を取り消す。
- 2 本件を津家庭裁判所(四日市支部)に差し戻す。

理 由

第1 事案の概要等

1 本件は、桑名市長である原審申立人が、老人福祉法32条、民法7条に基づき、本人につき後見を開始するとの審判を申し立てたのに対し、本人の○である抗告人が、利害関係参加をして、本件申立ての適法性及び後見開始事由を争う事案である。

原審は、本人について後見を開始し、その成年後見人として弁護士稻田光輝を選任するとの審判をしたところ、抗告人が即時抗告した。

なお、本人について、原審申立人は、審判前の保全処分として、財産の管理者の選任を申し立て、津家庭裁判所四日市支部は、平成28年9月27日、本

人の財産管理者として弁護士稻田光輝（以下「稻田弁護士」という。）を選任した。また、本人の財産管理者稻田弁護士は、財産の管理者の権限外行為許可（介護保険サービス利用に必要な身上監護に関する契約権限許可）を申し立て、津家庭裁判所四日市支部は、同月28日、これを許可した。

2 本件抗告の趣旨は、原審判を取り消し、主位的には本件申立てを却下する、予備的に本人の成年後見人として原審判が選任した成年後見人以外の者を選任するとの審判に代わる裁判を求めるというものである。ただし、成年後見人の選任の審判について即時抗告をすることはできず（家事事件手続法123条1項参照），上記の予備的な抗告の趣旨は失当であるから、これについては判断しない。

本件抗告の理由（主位的な主張に限る。）は、本件申立ては、①原審申立人の請求が「その福祉を図るため特に必要があると認めるととき」（老人福祉法32条）にあたらないから、不適法であり、却下されるべきである（抗告理由①），②本人の[ ]の程度は事理弁識能力を欠くとはいえないから却下されるべきである（抗告理由②）というものである。

## 第2 当裁判所の判断

### 1 抗告理由①について

（1） 一件記録によれば、本件申立ての経緯について、次の事実が認められる。

ア 本人[ ]（生）は、[ ]と二人暮らしであり、その介護を受けて生活していたところ、平成[ ]年[ ]月、桑名市の包括支援センターに、本人に対する[ ]の身体的虐待が疑われるとの情報が寄せられた。

イ 原審申立人は、平成[ ]年[ ]月から同年[ ]月までの間に、本人の身体に繰り返し痣、腫れ、傷が生じたことを確認し、本人が、上記痣等が[ ]の暴力によるものである旨述べていたことを確認した。

ウ 原審申立人は、本人に対する[ ]の恒常的な身体的虐待を疑い、本人の安全確保のため、平成[ ]年[ ]月[ ]日、本人に[ ]との分離を勧めたとこ

ろ、本人が応諾したため、老人施設への入所措置をした。

エ 医師は、平成○○年○○月○○日、本人について、次のとおり記載した診断書を作成した。診断名「[REDACTED]」、所見「H○○年○月○○日等があり、名古屋の医院を受診し、[REDACTED]の診断を受ける。H○○年○月○○日/○○鈴鹿の病院を受診し、[REDACTED]と診断される」、判断能力判定についての意見「[REDACTED]相当)。[REDACTED]等の[REDACTED]があり、[REDACTED]。」、判定の根拠「[REDACTED]、[REDACTED]症状が悪化し、[REDACTED]。」

オ 原審申立人は、平成28年9月27日、本件申立てをした。

(2) 上記(1)の認定事実によれば、本人は、○○歳以上の者であり、同居する[REDACTED]から介護をうけて生活していたところ、[REDACTED]から恒常に虐待を受けている可能性があり、分離のために老人施設に入所せざるを得なかつたこと、本人の判断能力に問題があつて、自らで財産管理等を十分に行うことができない可能性があることが認められる。このような本人の心身及び監護の状況に照らすと、原審申立人が成年後見等の申立てを行うことについて、本人の福祉を図るために必要があるものと認められる。

(3) 以上によれば、抗告理由①には理由がない。

## 2 抗告理由②について

(1) 一件記録によれば、抗告人の精神の状況について次の事実が認められる。

ア [REDACTED]医師は、平成○○年○○月○○日、本人について、次のとおり記載した診断書を作成した（「本件診断書1」という。）。診断名「[REDACTED]、発症年月日平成○○年頃」、症状としての安定性「[REDACTED]」、治療内容として、「平成○○年○○月初診改訂[REDACTED]」、その後「[REDACTED]月から[REDACTED]などの[REDACTED]が出現。」が必要である。」、[REDACTED]あり。

。に似たがある。

平成 年 月改訂 と悪化。に  
が必要、「」、高齢者の「」、「」の  
以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む)として、  
は「」、は「」  
、は「」、のにつ  
いて、「」、あり、その他のとして  
「」、特記すべき事項として「介護予防の重要な時期で  
あり、社会との接点を途切れさせないことが重要である。孤立させると、  
が誘発されるので、絶えず話かけが必要である。」

イ 本人は、その利用する老人施設において、平成 年 月までにつぎの  
ような言動をした。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

ウ 医師は、平成 年 月 日、本人について、次のとおり記載した診  
断書を作成した(以下「本件診断書2」という。)。診断名「」  
、所見「H 年 月 等があり、名古屋の医院を受

診し、[REDACTED]の診断を受ける。H[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日[REDACTED]鈴鹿の病院を受診し、[REDACTED]と診断される」；判断能力判定についての意見「[REDACTED]（[REDACTED]相当）。現在、[REDACTED]等の[REDACTED]があり、日[REDACTED]。」，判定の根拠「[REDACTED]」，[REDACTED]症状が悪化し、[REDACTED]。」

(2) 後見開始の審判をすることができるのは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者についてである（民法7条）。そして、後見開始の審判をするには、手続上、明らかにその必要がないと認めるとき以外は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければならない（家事事件手続法119条1項）ところ、原審は、本人の精神状況につき鑑定を経ずして後見開始の審判をした。そこで、本件において、本人が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にあることについて、明らかに鑑定をする必要ないと認められるかどうかを検討する。

(3) 上記(1)の認定事実によれば、本人の精神状況について、本件診断書1では、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日[REDACTED]時点で、[REDACTED]であり、[REDACTED]に問題があり、[REDACTED]は「[REDACTED]」との医師の診断がされていること、本人が、老人施設において、その[REDACTED]本件診断書2では、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日[REDACTED]であり、[REDACTED]等があり、[REDACTED]（[REDACTED]相当），現在、[REDACTED]等があり、[REDACTED]とされていることが認められ、本人について[REDACTED]といえる。しかし、他方で、本件診断書1では、[REDACTED]とされていること、同診断書において改訂[REDACTED]とされ、本件診断書2では、[REDACTED]

とされており、これら数値は、■■■■■の■■■■■を示すものとまではいえないといわざるを得ない。これに加え、上記(1)の認定事実以外に、抗告人と本人とが平成■■年■■月■■日に面会したことが認められるところ、その際に作成された反証書によると、発言の一部には■■■■■

ことがうかがわれ、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるとまで断定できるようなものではない。そうすると、本人が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にあることについて、明らかに鑑定をする必要がないとは認められないというべきである。

(4) 以上によれば、明らかにその必要がないと認められないにもかかわらず、本人の精神状況につき鑑定を経ずして後見開始の審判をした原審は、その手続に違法があるというべきであるから、取消しを免れない。そして、本人について、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるか否かを判断するためには、その精神の状況につき鑑定をしなければならないから、本件を第一審裁判所に差し戻す必要がある。

3 よって、原審判を取り消した上、本件を津家庭裁判所（四日市支部）に差し戻すこととして、主文のとおり決定する。

平成29年1月10日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 藤山雅行

裁判官 上 杉 英 司

裁判官 丹下将克

これは正本である。

平成29年1月10日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判所書記官 山梨和也

山梨和也  
印

令和〇年〇月〇日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成〇年〇第〇号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和〇年〇月〇日

判 決

5

原 告

同所

原 告

10

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士

竹 内 綱 己

三重県桑名市中央町2丁目37番地

15

被 告

桑 名 市

同 代 表 者 市 長

伊 藤 徳 宇

同訴訟代理人弁護士

楠 井 嘉 行

同

赤 木 邦 男

外

同 指 定 代 理 人

外

20

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

25

被 告

国

同 代 表 者 法 務 大 臣

三 好 雅 子

同 指 定 代 理 人

同

同

外

## 主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 事実及び理由

### 5 第1 請求

- 1 被告らは、原告 [ ] に対し、各自、388万3180円及びこれに対する平成28年9月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告 [ ] に対し、各自、60万円及びこれに対する平成28年9月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 10 3 被告らは、原告 [ ] に対し、各自、65万円及びこれに対する平成28年9月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、①被告桑名市の市長が、老人福祉法32条に基づき、原告 [ ] (以下「原告 [ ] 」といふ。) につき後見を開始するとの審判を津家庭裁判所四日市支部に申し立てたこと (以下「本件申立て」といふ。), ②同支部裁判官が、原告 [ ] につき後見開始の審判 (以下「本件審判」といふ。) をしたことが、それぞれ違法な公権力の行使であり、これらによって原告らが損害を被ったとして、原告らが、被告らに対し、国家賠償法1条1項に基づき、原告 [ ] につき、各自、損害賠償金388万3180円及びこれに対する平成28年9月28日から、原告 [ ] (以下「原告 [ ] 」といふ。) につき、各自、損害賠償金60万円及びこれに対する前同日から、原告 [ ] (以下「原告 [ ] 」といふ。) につき、各自、損害賠償金65万円及びこれに対する前同日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
- 2 前提事実 (争いのない事実、後掲各証拠 (書証は、特記のない限り、枝番号を含む。) 及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠関係の記載のない事実は当事者間に争いがない。)

(1) 原告ら

原告 [ ] は、昭和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日生まれ（本件申立て当時 [ ] 歳）の女性である。

原告 [ ] は、原告 [ ] の [ ] であり、原告 [ ] は、原告 [ ] の [ ] である。

5 (2) 本件審判に至る経緯

ア 原告 [ ] は、平成 [ ] 年 [ ] 月当時、桑名市内で [ ] と同居していた。

被告桑名市は、[ ] が原告 [ ] を虐待している旨の通報があったことから、同月 4 日、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）9条2項に基づき、原告 [ ] を一時的に保護するため、原告 [ ] を老人短期入所施設に入所させた（以下「本件一時保護」という。）。

イ 被告桑名市の市長である伊藤徳宇（以下「桑名市長」という。）は、平成 28 年 9 月 27 日、老人福祉法 32 条及び民法 7 条に基づき、津家庭裁判所四日市支部に対し、後見人候補者を弁護士である稻田光輝（以下「本件弁護士」という。）として、原告について後見を開始するとの審判（家事事件手続法 39 条、同法別表第一の 1 の項）を求める旨の申立てをした（本件申立て）。桑名市長は、本件申立てをした際、上記裁判所に対し、医師が作成した原告 [ ] に係る [ ] 月 [ ] 日付け診断書（以下「本件診断書」という。）及び鑑定連絡票（以下「本件連絡票」という。）等を提出した。また、本件弁護士は、審判前の保全処分により、原告 [ ] の財産の管理者に選任された。

20 (甲 1、弁論の全趣旨)

ウ 津家庭裁判所四日市支部裁判官である後藤眞知子（以下「担当裁判官」という。）は、平成 28 年 10 月 7 日、本件申立てに対し、原告 [ ] について後見を開始し、本件弁護士を成年後見人に選任する旨の審判をした（本件審判）。本件審判に当たり、家事事件手続法 119 条 1 項本文に定める鑑定及び同法 120 条 1 項に定める成年被後見人となるべき者に対する陳述の聴

取は行われていない。(甲1, 弁論の全趣旨)

(3) 本件審判に対する即時抗告及びその後の経過

ア 原告[ ]は、平成28年10月17日付けで、本件審判に対し、名古屋高等裁判所に即時抗告を申し立てた。

これに対し、名古屋高等裁判所は、平成29年1月10日、明らかにその必要がない（家事事件手続法119条1項ただし書）と認められないにもかかわらず、原告[ ]の精神状況につき鑑定を経ずして後見開始の審判をした。本件審判は、その手続に違法があるところ、原告[ ]につき、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるか否かを判断するためには、その精神の状況につき鑑定をしなければならないから、第1審裁判所に差し戻す必要があるなどと判示して、本件審判を取り消し、津家庭裁判所（四日市支部）に差し戻す旨の決定をした。

（以上につき、甲3, 5, 弁論の全趣旨）

イ 差し戻された上記事事件は、津家庭裁判所において審理されることとなり、同裁判所は、原告[ ]の精神状況について鑑定を行った。その結果、原告[ ]につき、①[ ] があり、その程度は[ ]（[ ]）である。②[ ]  
[ ]、③[ ]  
[ ]といつ

た内容の鑑定結果が得られた。(甲6, 7)

ウ 桑名市長は、平成[ ]年[ ]月[ ]日、本件申立てについて、申立ての趣旨を「本人について[ ]を開始するとの審判を求める。」と変更する旨の申立てをしたが、[ ]年[ ]月[ ]日、本件申立てを取り下げた。(甲8, 9)

エ 津家庭裁判所は、平成[ ]年[ ]月[ ]日、原告[ ]の財産の中から、本件弁護士に対し報酬を付与する審判をした。(甲11)

(4) 関係法令の定め

## 別紙のとおり

### 3 争点

- (1) 被告桑名市の責任原因
- (2) 被告国責任原因
- (3) 原告らの損害

### 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 被告桑名市の責任原因

(原告らの主張)

ア 市が行う後見開始の申立では、公権力を行使する地方公共団体が手続に関与する、法が特別な場合にのみ権限行使を認めた例外的なものである。したがって、専門的知識を有し、高度な善管注意義務を負う被告桑名市の職員らは、家事事件手続法を正しく理解し、手続を特に慎重に進めるべきであった。特に、本件一時保護後は、虐待事案であることの緊急性も薄れていたのであるから、当事者の事情をより実質的に調査し、より細心の注意をもって事案処理をすることが必要であった。

それにもかかわらず、被告桑名市は、家事事件手続法を順守することなく、原告[REDACTED]との十分な対話・面談や原告[REDACTED]の鑑定を実施せず、医師の診断書の内容を厳格にチェックすることなく軽々に盲信し、原告[REDACTED]と連携をとつて[REDACTED]から原告[REDACTED]を離す、[REDACTED]と繰り返し面談を行うなどの策もとらず、本件一時保護の手続を慎重に進めることなく本件申立てに及んだものであるから、本件申立ては、上記善管注意義務に違反し、国家賠償法上違法である。

イ 原告[REDACTED]の受傷は、当時服薬していた血圧降下剤の影響によるものであり、[REDACTED]の虐待によるものではない。同受傷は、原告[REDACTED]が暴れたときに、自傷行為や家具への衝突などだけがが大きくならないように手を押さえ付けたときにできたものであり、その部位からして、虐待すなわち故意の暴行

によるものと考えることは不自然である。外傷の性状や [ ] が医師やデイサービスに原告 [ ] を行かせていたことも踏まえれば、むしろ偶発的に生じたと考える方が合理的であった。しかるに、被告桑名市は、虐待以外の可能性を十分に検討せず、[ ] が虐待をしたとの誤った判断をして、その後の手続選択をした。この点は、本件申立てに前記善管注意義務違反があつたことを推認させる間接事実である。

ウ 原告 [ ] には経済的虐待を疑わせる外形的事情はなかつたにもかかわらず、被告桑名市が作成した新規ケース診断会議票(甲18参照)に、経済的虐待に関する虚偽の記載があつた。また、被告桑名市は、[ ] 等の書類を、原告 [ ] の名義を冒用して偽造した。これらの内容虚偽の文書や偽造文書に基づいて後見開始を実現しようとした被告桑名市の意思形成過程には重大な違法があり、この点も本件申立てに前記善管注意義務違反があつたことを推認させる間接事実である。

(被告桑名市の主張)

ア 原告 [ ] には、本件一時保護に至るまで、内出血、あざ、こぶ等が確認されており、[ ] が原告 [ ] に暴力を振るつてていることを認めた旨の発言も確認され、[ ] による原告 [ ] への虐待が強く疑われていた(その頻度や部位からしても、到底転んだなどの事情で生じようもない傷であった)。それらの傷は多くが首から上の部分に生じていたものであり、これ以上放置すれば生命にかかわる重大な事態になる可能性もあると判断した。

イ また、原告 [ ] が [ ] と診断されていたことや、デイサービス等から提供を受けた原告 [ ] の [ ] に関する報告、原告 [ ] の施設での状態や受け答え等、本件診断書の記載内容から、原告 [ ] の [ ] は明らかであった。さらに、本件一時保護の結果、前記のような傷等が確認されなくなったことや、原告 [ ] の生活環境、[ ] との関係に加え、本件診断書の記載内容を踏まえ、被告桑名市は、原告 [ ] について、

今後 [ ] と分離を図り、一刻も早く成年後見人を選任した上で、適切な老人施設、介護施設等への入所等の手続を行い、継続的な居住、利用等を進め、金銭管理を行うには、成年後見制度の利用が相当であると判断した。したがって、本件が、高齢者虐待防止法9条2項の規定を受けた老人福祉法32条の「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」に該当することは明らかである。

ウ 被告桑名市内部の手続としても、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日の桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会及び [ ] 月 [ ] 日の桑名市成年後見制度利用支援事業審査会において、成年後見申立てが相当と判断されている。

エ よって、桑名市長が本件申立てをしたことが国家賠償法上違法であるとはいえない。なお、被告桑名市には、本件申立ての審理における鑑定の要否について、それを判断する権利も義務もなく、本件申立ての審理において鑑定が行われなかつたことについて何らの責任もない。

## (2) 被告国の責任原因

(原告らの主張)

ア 後見開始の審判は、非訟手続であつて対立当事者構造の争訟手続とは異なるところ、後見開始の審判が国家賠償法1条1項の適用上違法となるのは、具体的な事情の下において、裁判官に与えられた権限が逸脱されて著しく合理性を欠くと認められる場合と解すべきである。

イ 担当裁判官は、名古屋高等裁判所が即時抗告審の決定において説示するおり、本件診断書を精査すれば、原告 [ ] が鑑定を明らかに必要としないものではないことを容易に認識し得たし、原告 [ ] の陳述を聴き、意思確認をするなどして事理弁識能力を正しく判断した上で、鑑定の要否等の判断をすることもできた。また、当事者対立構造ではない本件申立てにおいて、原告 [ ] が当事者参加し手続に異議を述べていたのだから、担当裁判官としては、後見的な立場から慎重な判断をすることが求められていた。

それにもかかわらず、本件申立てを鵜呑みにし、書面審査のみで本件診断書の内容を十分精査せず、本人の陳述の聴取も鑑定も実施せず、参加当事者の申出にも耳を傾けずに、漫然後見開始の審判をした担当裁判官の行為は、裁判官に与えられた権限を逸脱して著しく合理性を欠き、国家賠償法上違法である。

5. (被告国の主張)

ア 後見開始の審判が国家賠償法1条1項の適用上違法となるのは、同審判を担当した裁判官が、違法又は不当な目的をもって審判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情がある場合に限られると解すべきである。

10 イ 担当裁判官は、被告桑名市の市長から提出された一件記録を精査し、本件診断書に、原告[ ]の診断名として「[ ]」と記載され、判断能力判定についての意見として、「[ ]」等と記載されていたことや、同診断書の附表の審理上の参考事項欄に「[ ]」

15 「[ ]」欄にチェックがされていたこと、本件連絡表の「鑑定をするまでもない」欄にチェックがされていたこと等から、明らかに鑑定の必要がない場合（家事事件手続法119条1項ただし書）及び心身の障害により陳述を聞くことができない場合（家事事件手続法120条1項ただし書）に該当すると判断して本件審判をした。担当裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情は存在しない。

20 よって、担当裁判官が本件審判をしたことは国家賠償法上違法であるとはいえない。

25 (3) 原告の損害

(原告らの主張)

ア 原告[ ]について

(ア) 施設利用料、施設内での生活必需品代及び財産管理人報酬

63万3180円

本件申立て後、財産の管理者に選任された本件弁護士は、原告[ ]に代わって被告桑名市が指定した施設と契約し、原告[ ]は、同施設での生活を余儀なくされた。違法な本件申立てがなければ、施設利用料、施設内での生活必需品代及び財産管理人報酬を支出する必要はなかったから、これらは、被告らの違法な公権力行使と因果関係のある損害に当たる。

(イ) 慰謝料

300万円

原告[ ]の年齢からすれば、親族らとともに生活し、交流を図る時間は、安易かつ無理由に侵害されなければならないところ、原告[ ]は、被告らの違法な公権力行使により、本来必要のない身柄拘束を受け、余生の楽しみを一方的に奪われて心細い思いをしたにとどまらず、本件一時保護の施設では、施設職員からずさんな扱いを受け、施設内の他利用者から暴力を振るわれるなど、原告[ ]の受けた精神的苦痛は、客観的に見ても大きい。そればかりか、原告[ ]は、十分な行為能力を有しながら、本件審判を受けてしまったため、肉体的にも精神的にも相当不名誉な取扱いを受けたことになる。かかる精神的苦痛は極めて甚大であり、これを金銭的に評価しても300万円は下らない。

(ウ) 弁護士費用

25万円

(エ) 合計

388万3180円

イ 原告[ ]について

(ア) 慰謝料

50万円

原告[ ]は、原告[ ]を[ ]、被告らの違法な公権力行使により、原告[ ]と[ ]、原告[ ]の[ ]、原告[ ]の病状が悪化して最悪の結果を招来す

るかもしれないとの恐れを抱きながら過ごす生活を比較的長期に強いられる結果となった。かかる精神的苦痛は比較的大きく、これを金銭的に評価しても50万円は下らない。

(イ) 弁護士費用 10万円

(ウ) 合計 60万円

ウ 原告[ ]について

(ア) 慰謝料 50万円

原告[ ]も、原告[ ]と同様の事情があることに加え、本件審判がされてしまったため、[ ]に代わって手続の窓口となり、本件申立て以降は、原告[ ]を取り返す活動に私生活の大半を割き、本件弁護士や桑名市役所との対応に追われ、[ ]と桑名市との間を行き来することを余儀なくされるなど、私生活の負担が増大するとともに、心身が相当疲弊するに至った。かかる精神的苦痛は決して小さくなく、これを金銭的に評価しても50万円は下らない。

(イ) 弁護士費用 15万円

(ウ) 合計 65万円

(被告らの主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記第2の2の前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。原告らは、証人[ ]の証言の信用性に疑義があるかのような主張をするが、同人の証言の信用性に具体的な疑いをいれる事情はなく、以下の認定を覆すに足る証拠もない。

#### 25 (1) 本件一時保護に至る経緯

ア 原告[ ]は、平成[ ]年[ ]月、桑名市北部西地域包括支援センター（以

下「北部西包括」という。)に対し、原告の介護で困ってき  
ているので相談先を作つておきたい旨の電話相談をした。(乙3、証人  
2頁)

イ 原告を担当するケアマネージャー(以下「担当ケアマネージャー」と  
いう。)は、平成年月、原告から、原告が、電話で、「  
」旨話していたと聞いた。そこで、担当ケアマ  
ネージャーは、  
に対しては、電話で、通所介護の利用を勧めるなど  
し、原告に対しては、電話で、  
に対して通所介護の利用につ  
いての声かけをするよう依頼した。担当ケアマネージャーは、北部西包括に対  
し、電話で、その旨伝えた。(乙3、証人  
2頁)

ウ 北部西包括は、平成年月、担当ケアマネージャーに連絡し、  
の原告に対する虐待の疑いがある案件として連携していきたい旨を  
伝えた。これに対し、担当ケアマネージャーは、原告の病状の進行によ  
り、  
の介護負担が増大していることを伝えた。(乙3、証人  
2頁、原告  
16頁、弁論の全趣旨)

エ 原告は、平成年月日、桑名市内のデイサービス事業所(以  
下「デイサービス」という。)の利用を開始した。原告は、その頃、デ  
イサービスの従業員に対し、  
に叩かれる旨話した。また、同月  
日のデイサービス利用時には、原告の両腕から手首にかけて、あざが発  
見された。(弁論の全趣旨)

オ 担当ケアマネージャーは、平成年月日、北部西包括に対し、写  
真等の資料を提出し、  
月  
日に原告がデイサービスを利用した際につ  
いての報告をした。その主な内容は以下のとおりである。

- ① 左まぶたから顔面にかけて内出血痕があった。上唇にはかさぶたがあつ  
たが、原告は、このかさぶたについて、痛みはないと話した。
- ② 右前腕腹内出血痕があった。原告は、  
月  
日の病院受診時に、

に腕を掴まれて内出血したものであると話した。

③ 右脇腹内出血痕があった。原告は、と喧嘩して生じたと話した。

北部西包括は、桑名市中央地域包括支援センター（以下「中央包括」という。）及び被告桑名市に上記の内容を報告し、被告桑名市は、原告の事案を把握した。

（以上につき、乙3、証人2頁、弁論の全趣旨）

カ デイサービスの職員は、平成年月日、送迎のため原告宅を訪問した際、が、とぶつきらぼうに言うのを聞いた。また、同職員は、この時、原告の左手首に内出血痕を確認した。（弁論の全趣旨）

キ 平成年月日、デイサービスで、原告の右大腿部に腫れが確認された。原告は、この時、痛みを訴え、引きずるように歩いていた。

月日、デイサービスで、原告の左手首のひつかき傷2本、右大腿部の内側、外側及び右すねのあざが確認された。年月日、デイサービスで、原告の右大腿部の裏側と外側、右ひざ内側、右ふくらはぎ、右二の腕、右すね全体に内出血痕が確認された。年月日、デイサービスで、原告の左額、左眼下、左まぶた、左頬の内出血痕が確認された。月日、デイサービスで、原告の右腕にあざが確認された。月日、デイサービスで、原告の右手首から肘にかけてのあざが確認された。

月日、デイサービスで、原告の両肩、両眼周辺、右頬、右鎖骨部、右大腿部外側のあざが確認された。年月日、デイサービスで、原告の右頬のあざの拡大及び左腰正面のあざが確認された。月日、デイサービスで、原告の額のこぶ、左肩のあざ、左足人差し指の爪の内出血が確認され、原告は、と喧嘩したと話した。年月日、デイサービスで、原告の左眼周辺、左臀部のあざ、左眼の腫れ、額のこぶ

が確認された。(証人[REDACTED]・3頁, 弁論の全趣旨)

ク 北部西包括は, 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日, 中央包括に対し, [REDACTED]月[REDACTED]日にデイサービスで撮影された上記のあざ等の写真を提供した。同写真からは, 左眼周辺のあざ, 頬のこぶ及び左臀部の直径7ないし8cmのあざが確認された。

5 これを受けて, 中央包括の職員らは検討協議を行った。北部西包括の職員及び担当ケアマネージャーは, 同日夜, 短期入所の利用等により, 原告[REDACTED]と[REDACTED]の分離を図るため, 原告[REDACTED]宅を訪問し, 原告[REDACTED]及び[REDACTED]に対し, 短期入所の利用を提案したが, 同人らはこれに応じなかった。その後, 中央包括の職員らは, 警察官2名立会いの下, 原告[REDACTED]宅に立入調査を10 した。同職員らは, この時, 原告[REDACTED]に対し, 分離を勧めたが, 原告[REDACTED]自身が強く拒否したため, 断念した。同職員らは, この時, 原告[REDACTED]の両目の周囲から両頬に広がるあざを確認した。

(以上につき, 乙3, 証人[REDACTED]・3ないし5頁, 原告[REDACTED]・2ないし4頁)

15 ケ 北部西包括の職員は, 短期入所の利用等による分離について, 原告[REDACTED]の同意を得るために, 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日, 電話で, 同人に対し, 状況を説明したが, 理解は得られなかった。(乙3, 証人[REDACTED]・5, 6頁, 原告[REDACTED]・3, 4頁)

コ デイサービスの職員は, 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日のデイサービス時に, 原告[REDACTED]に対し, 短期入所の利用を勧めたところ, 原告[REDACTED]はこれを拒否しなかった。そこで, 北部西包括の職員らは, デイサービスに駆けつけ, 原告[REDACTED]を20 連れて老人短期入所施設に向かった(本件一時保護)。

北部西包括及び中央包括の職員らは, 同日, 原告[REDACTED]の自宅を訪問し, 本件一時保護の状況について説明しようとした。しかし, [REDACTED]は, 「報告は聞いています。勝手にしてください。これ以上は入ってきたら不法侵入で訴えますよ。あなたたちのしたことは訴えますから。」などと言って, 説明25 を聞こうとしなかった。

(以上につき、乙3、証人[ ]・6頁)

(2) 本件一時保護後、本件申立てに至る経緯

ア 平成[ ]年[ ]月[ ]日午後6時30分から午後8時までの間、桑名市役所において、医師、警察官、弁護士、看護師、介護支援専門員、三重県職員及び大学教授等で構成される桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会が開催された。同委員会においては、[ ]年[ ]月[ ]日から[ ]月[ ]日にかけての原告の状況及び原告[ ]や[ ]とのやり取りについての経過報告がされ、それを踏まえて、原告[ ]のあざ等の状況や、暴行の原因、緊急性の有無や分離の可否等についての検討がされた。その結果、本件は緊急性のある虐待案件であり、原告[ ]と[ ]を分離するのが妥当であるなどと判断された。その後、北部西包括、桑名市地域介護課及び中央包括の職員らは、同委員会の協議を踏まえて、ケース会議を行った。(乙1、3、証人[ ]・6、7頁、弁論の全趣旨)

イ 平成[ ]年[ ]月[ ]日、桑名市成年後見制度利用支援事業審査会が開催された。同審査会においては、原告[ ]につき、対応に急を要する虐待事案であることを前提として、状況によっては市長申立てによる成年後見人選任が必要であり、申立ての手続を進めること、申立ての際の親族同意については、原告[ ]や原告[ ]の同意が得られないため、できる限り、原告[ ]の親戚の誰かの同意を得る方向で進めること、原告[ ]の夫や親族等の中から、被告桑名市と同じ方針で支援してくれる人を探し、そのような人が見つかれば、事情によっては市長申立てをしないことも見込まれることなどが検討、判断された。(乙2、3、証人[ ]・7、8頁)

ウ 中央包括の職員は、平成[ ]年[ ]月[ ]日、原告[ ]の兄及びその妻と面談し、経緯を説明した。この時、原告[ ]の兄は、[ ]年[ ]月[ ]日に、原告[ ]から、[ ]が原告[ ]の髪を引っ張って蹴り倒したということを聞き、[ ]を叱ったこと、原告[ ]を[ ]と一緒に生活させるわけにはい

かないこと等を述べた。(甲1イ・78, 79枚目, 乙3, 証人[REDACTED]・8頁, 弁論の全趣旨)

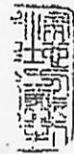
エ 北部西包括及び中央包括の職員らは, 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日, 桑名市役所において, 原告[REDACTED]及び原告[REDACTED]と面談を行った。原告[REDACTED]らは, 施設入所には同意できない, 原告[REDACTED]のあざについては, 色々動いて転んだりぶつけたりすることで発生したものであり, [REDACTED]が原告[REDACTED]に手を出したことはないと述べた。被告桑名市は, [REDACTED]に対し, [REDACTED]の状態については, [REDACTED]等により[REDACTED]自身の状態を第三者と一緒に評価するとよいのではないかと提案したが, [REDACTED]は; 「[REDACTED]」と回答した。また, 原告[REDACTED]は, 原告[REDACTED]宅も原告[REDACTED]の最終的な戻り場所の選択肢の一つである旨述べた。(乙3, 弁論の全趣旨)

オ 原告[REDACTED]は, 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日, 桑名市内のグループホームに入居を開始した。安全確保の観点から, 原告[REDACTED]らには, 原告[REDACTED]の所在は伝えられなかつた。

中央包括の職員らは, 同日, 原告[REDACTED]の兄宅を訪れたが, 原告[REDACTED]の兄は, 原告[REDACTED]には夫や娘がいるのに自分が契約書を書くのはおかしいと思うと言ひ, 短期入所の契約書への記入はしなかつた。原告[REDACTED]の兄は, [REDACTED]月[REDACTED]日, 被告桑名市に電話し, 原告[REDACTED]から, 短期入所への同意をしてはいけない, 役所のお世話にはならないなどと言われた旨伝えた。

(以上につき, 乙3, 弁論の全趣旨)

カ 北部西包括及び中央包括の職員らは, 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日, 前記グループホームにおいて, 原告[REDACTED]の生活状況の聞き取りを行ったところ, 原告[REDACTED]は, [REDACTED], [REDACTED]こと, [REDACTED]があること, [REDACTED], [REDACTED]等の行動があ



ことが伝えられた。(乙3, 証人[REDACTED]・8, 9頁)

キ 中央包括の職員らは、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日[REDACTED]時頃、原告[REDACTED]宅において、原告[REDACTED]の夫及び原告[REDACTED]と面談した。その際、中央包括の職員らは、今後何もしない状態で自宅へ戻る方向性を考えていくのは難しいこと、介護サービスの契約ができる権限を持つ人として後見人を就け、きちんと介護サービスを利用して原告[REDACTED]の安全を確認できる状態を確保したいと考えていること等を伝え、成年後見制度等について説明を行った。これに対し、原告[REDACTED]の夫は、成年後見申立てに係る親族同意書に署名したが、原告[REDACTED]は、原告[REDACTED]に何も言っていないので書くことはできないという態度で、署名をしなかった。さらに、原告[REDACTED]は、同日夜、中央包括に対し、電話で、原告[REDACTED]の夫が記載した前記同意書を白紙にしたいなどと述べた。中央包括の職員が原告[REDACTED]の夫に確認したところ、原告[REDACTED]の夫は、よくわからないので原告[REDACTED]に聞いてほしい旨の回答をした。(乙3, 証人[REDACTED]・9, 10頁、原告[REDACTED]・9, 10頁)

15 ク 原告[REDACTED]は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日、中央包括に対し、電話で、原告[REDACTED]が前記同意書を取りに行く旨の連絡をした。原告[REDACTED]は、その後、中央包括まで前記同意書を回収しに来た。また、原告[REDACTED]の兄も、被告桑名市に電話をし、原告[REDACTED]から、この件について関わってくれるなどと言われた、成年後見のみでなくすべての同意を取り消したいなどと述べた。これに対し、中央包括の職員は、同意をするか否かは原告[REDACTED]の兄自身が決めるものであるし、後見人が就くことで介護サービスの契約が確保され原告[REDACTED]の安全が確保できる旨説明したが、原告[REDACTED]の兄は、原告[REDACTED]の安全のためには被告桑名市がやっているように保護しておいてもらう方がいいと思うが、原告[REDACTED]ら家族がそう言っている以上は同意を取り消すしか仕方がない等と答えた。

25 (乙3, 証人[REDACTED]・11頁、弁論の全趣旨)

ケ 被告桑名市は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日、[REDACTED]月[REDACTED]日に診断書の作成を依頼

していた医師から本件診断書を受領し、桑名市長は、同月27日、本件申立てをした。(甲1、乙3、証人[REDACTED]・10頁)

(3) 本件診断書及び本件連絡票の記載内容(甲1イ)

ア 本件診断書には、原告[REDACTED]が[REDACTED]である旨、判断能力判定についての意見について、[REDACTED]([REDACTED]相当)として、「現在、[REDACTED]、[REDACTED]。」旨、判定の根拠として、[REDACTED]の点数が[REDACTED]点であり、[REDACTED]症状が悪化し[REDACTED]旨等が記載されていた。

10 本件診断書と共に医師から提出された診断書附票には、原告[REDACTED]の回復可能性が極めて低い旨、[REDACTED]の[REDACTED]その他[REDACTED]類型に該当することが明らかである旨、審理上の参考事項として、身上監護の法律行為(病院、施設との契約等)及び財産管理について、[REDACTED]旨等が記載されていた。

15 イ 本件連絡票には、本人の症状がほぼ固定しており、鑑定を行っても診断書記載の判断能力特定に影響がないとして、診断書記載の判断能力特定のために鑑定をするまでもない旨等が記載されていた。

2 被告桑名市の責任原因(争点(1))

20 (1) 国家賠償法1条1項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は地方公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである(最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁参照)ところ、たとえ当該公務員の行為に、国民の権利ないし利益を害するところがあったとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得

るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁判所平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁、最高裁判所平成11年1月21日第一小法廷判決・集民191号127頁参照）。

5 そして、本件申立ては、高齢者虐待防止法9条2項及び老人福祉法32条に基づいてされたものであるところ、この申立てが検討されるのは、養護者による虐待により、当該対象者の生命又は身体に重大な危険が生じている「おそれ」がある場合であり（高齢者虐待防止法9条2項）、わが国において、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする同法の趣旨（同法1条）も踏まえれば、当該対象者を保護するために迅速な判断が要求されているものといえる。これに加えて、老人福祉法32条が、「その福祉を図るため特に必要がある」場合と抽象的な要件を定めていることも踏まえれば、市区町村長による上記各条文の要件該当性の判断については、その合理的な裁量に委ねられるというべきであり、その判断が著しく不合理であって、裁量を逸脱又は濫用していると認められる場合に限って、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたものとして、国家賠償法上違法になると解するのが相当である。

10 15 20

25 (2)ア ところで、桑名市長は、原告[ ]の「福祉を図るため特に必要がある」（老人福祉法32条）との判断をした上で本件申立てをしたところ、その前提として、被告桑名市は、原告[ ]に「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」（高齢者虐待防止法9条2項）と判断し、本件一時保護をしている。この点について、原告らは、被告桑名市がした高齢者虐待の認定や本件一時保護それ自体が違法であるとの主張はしないとするものの、被告桑名市がそのような高齢者虐待の

認定をしてその後の手続選択を行ったことは、本件申立ての手続を慎重に進めるべき注意義務違反があつたことを推認させる旨の主張をするから、まず、この点について検討する。

イ 認定事実(1)エないしクのとおり、被告桑名市（北部西包括ないし中央包括を含む。以下同じ。）は、本件一時保護に至るまで、相当回数にわたり、原告の身体の多数箇所に内出血痕や腫れ、ひつかき傷、あざ、こぶ等の多様な外傷が生じていたことを把握していた。また、被告桑名市は、認定事実(1)アないしキのとおり、による原告の介護がうまくいっていないことや、経緯はどうであれ、が原告に対し有形力を行使していることをうかがわせる事実を把握していた。

これらの事情からすると、被告桑名市としては、遅くとも原告との分離を検討した平成年月日の時点（認定事実(1)ク）で、原告について、養護者であるによる高齢者虐待（高齢者虐待防止法2条4項1号イ）があつた可能性が相当程度高いと認識するのは当然のことであつて、原告の生命又は身体には重大な危険が生じているおそれ（高齢者虐待防止法9条2項）があると判断したのは合理的なものであるといえる。

そうすると、被告桑名市が本件一時保護をし、その後の手続選択に進んだことは不合理であったとはいはず、これをもって、原告らが主張するような善管注意義務違反を推認することはできない。

ウ 原告らは、原告のあざ等は血圧降下剤の影響によるものであり、同受傷は原告が暴れたときにが原告を押さえ付けたときにできたものであつて、虐待すなわち故意の暴行によるものと考えるのは不自然であるし、偶発的に生じたと考える方が合理的であるにもかかわらず、被告桑名市が虐待以外の可能性を十分に検討せず、が原告を虐待したとの誤った判断をしたと主張する。

この点、原告[REDACTED]は、当時、血圧降下剤であるプラビックス錠を服薬していたことがうかがわれるが（甲20）、それにより頻繁に内出血等が生じるものであるかについては、原告指摘の証拠（甲26）等を踏まえても、必ずしも明らかではない。また、原告らが主張する原告[REDACTED]の外傷の性状等からも、それらが偶発的に生じたものとは認められない。そうすると、前記のとおり、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日の時点で被告桑名市が把握していた事実に照らし、しかも、前記のとおり、高齢者保護のため迅速な判断を要する場面であったことも踏まえれば、被告桑名市の検討が不十分であったとはいえないし、原告らが主張するその他の事情を考慮しても、被告桑名市による高齢者虐待があつたとの判断に誤りがあったとはいえず、原告らの主張は採用できない。

10 (3)ア 次に、被告桑名市が、原告[REDACTED]に「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」（高齢者虐待防止法9条2項）と判断して本件一時保護をした後、原告[REDACTED]の「福祉を図るため特に必要がある」（老人福祉法3・2条）と判断して、桑名市長が本件申立てに至るまでの過程について検討する。

15 イ まず、前記のとおり、被告桑名市が、[REDACTED]による原告[REDACTED]に対する高齢者虐待があつた可能性が相当程度高いと認識し、原告[REDACTED]の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると判断したことが合理的であることに照らせば、被告桑名市は、本件申立て当時、原告[REDACTED]の権利保護のため、原告[REDACTED]が[REDACTED]と離れ、老人施設、介護施設等と契約し、それらを居住のために利用せざるを得ないと考える切迫した状況にあったといえる。そして、認定事実(2)カ、(3)ア、イによれば、原告[REDACTED]は、本件一時保護中、医師によって、①[REDACTED]が悪化した[REDACTED]の[REDACTED]で、[REDACTED]が見られ、[REDACTED]状態である、②[REDACTED]、[REDACTED]、  
20 ③身上監護の法律行為及び財産管理について、[REDACTED]等と判断

されていたことが認められ、これによれば、原告の意思能力が欠けてい  
ることが一定程度推認される状況にあったといえることからすると、上記の  
契約等のためには、適切な養護者が必要であった。

そこで、原告の適切な養護者の有無について見るに、前記(2)のとおり  
5 については、原告に対する虐待をしていた可能性が相当程度高いと認識されるのが当然といえる状況にあったのであるし、認定事実(1)ヶ、  
(2)エ、オ、キ及びクなどからすれば、原告も、本件一時保護等の被告桑  
名市の措置に協力的であったとはいえず、上記のような状況にも  
かかわらず、むしろ同調するかのような態度を示していたことからすると、  
10 両者とも適切な養護者になり得るとはいえない。そして、認定事実(2)オ、キ及びクなどからしても、そのほかに、原告には適切な養  
護者候補がいたとは認められない。

15 そうすると、被告桑名市としては、原告について、適切な養護者を確保する必要があり、親族以外の成年後見人を迅速に選任する必要があったものと認められる。

ウ そして、認定事実(2)アないしエ、カないしクによれば、被告桑名市は、本件一時保護から本件申立てに至るまで約1か月間もの時間をかけ、高齢者虐待防止ネットワーク委員会や成年後見制度利用支援事業審査会等で外部委員を含めて検討し、原告の状況を確認しつつ、原告の兄弟による支援が得られないか対話を試み、原告や原告に対する説明も行ななど、慎重な検討や相応の説明を尽くしている。

エ 以上からすると、桑名市長が原告の「福祉を図るために必要がある」  
25 (老人福祉法32条)と判断して本件申立てに至るまでの過程は、著しく不合理な点があったとはいえず、桑名市長が裁量を逸脱又は濫用したものとはいえないのであって、本件申立てに当たっての善管注意義務違反があつたとは認められない。

オ 原告らは、そのほか、本件一時保護後は虐待事案であるとの緊急性が薄れてきたから、被告桑名市が、より実質的に調査し、細心の注意をもって事案を処理する必要があったにもかかわらず、原告[ ]の面談や鑑定を実施せず、本件診断書を厳格にチェックすることなく妄信し、原告[ ]と連携を取ったり、原告[ ]と面談を行うなどの策を取らず、本件一時保護の手続を慎重に進めることなく本件申立てに及んだから、善管注意義務に違反する旨主張する。しかし、本件一時保護後も、迅速な養護者の確保が必要であったことは、前記イのとおりであり、緊急性が薄れたとはおよそいいうことができない。そして、そのような状況下においては、本件診断書には、特に疑うべき事情も見当たらない以上、被告桑名市がそれを信じて手続を進めることはやむを得ないものといえるし、この段階で、原告[ ]と面談を行ったり、原告[ ]と連携を取らなかつたとしてもやむを得ないものといえる。以上によれば、被告桑名市が慎重に手続を進めることなく本件申立てに及んだとはいえないから、善管注意義務違反に関する原告らの主張はその前提を欠くということができる。

(4) 原告らは、原告[ ]に経済的虐待を疑わせる事情はなかったにもかかわらず、被告桑名市作成の新規ケース診断会議票（甲18）には経済的虐待についての虚偽の記載があつた、被告桑名市が、[ ]等の書類を、原告[ ]の名義を冒用して偽造したなどとして、それらの事情が本件申立ての違法性を推認させる旨主張する。しかし、前記原告[ ]の虐待及び判断能力に係る事実関係下では、これらの事情は以上の認定を左右するものではなく、本件申立ての違法性を推認させるものでもない（とりわけ上記経済的虐待の記載の点について、原告らは本件が高齢者虐待防止法27条に該当しないかのような主張をするが、本件ではそもそも同条が適用されたものとは認められない。）。

(5) したがって、桑名市長が本件申立てをしたことが国家賠償法上違法であるとは認められない。

### 3 被告国の責任原因（争点(2)）

(1) 裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在したとしても、それによって当然に国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけではなく、その責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とすると解するのが相当である（最高裁判所昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁）。ところ、この理は後見開始の審判に関しても異ならない。

(2) 認定事実(3)によれば、担当裁判官は、原告[ ]につき、桑名市長から提出された本件診断書や本件連絡票を含む一件記録を検討して、本件診断書及び診断書附票の記載内容（[ ]相当）旨、[ ]類型に該当することが明らかである旨及び

（[ ]の医師の意見の記載等）や本件連絡票の記載内容（鑑定を行っても診断書記載の判断能力特定に影響がない旨の記載等）を総合考慮し、明らかに鑑定の必要がない（家事事件手続法119条1項ただし書）し、心身の障害によりその者の陳述を聞くことができない（家事事件手続法120条1項ただし書）と判断した上で、本件審判をしたと認められる。

このような判断過程に照らせば、担当裁判官が違法又は不当な目的をもって本件審判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があるとは認められないし、そのほかに、かかる特別の事情があったことをうかがわせるような事情も見当たらない。

原告らは、本件診断書を精査する、本人の意思確認を行う、参加当事者の申出を聞き入れるなどすれば、原告[ ]について明らかに鑑定の必要がない場合

に該当しないことは容易に認識し得た旨主張するほか、繰々主張するが、いずれも担当裁判官が違法又は不当な目的をもって本件審判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に背いてこれを行使したものどうかがわせる事情とはいはず、上記認定を左右しない。

5 (3) よって、担当裁判官が本件審判をしたことが国家賠償法上違法であるとはいえない。

#### 4 まとめ

以上の次第であるから、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求にはいずれも理由がない（なお、原告らは、本件審判が名古屋高等裁判所において取り消されたことから、本件申立て又は本件審判のいずれかをしたことが国家賠償法上違法となるはずである旨主張するようであるが、本件審判に取り消されるべき手続違背があったとしても、それにより直ちに本件申立て及び本件審判に国家賠償法上の違法が生じるものではない。）。

#### 第4 結論

15 よって、原告らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 鈴木 幸男

20

裁判官 佃 良平

25

裁判官 楊 口 瑞 唯

## 別 紙

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）】

（目的）

### 第1条

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

### 第2条

1項 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2項 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3項 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4項 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

1号 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同

居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

2号 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(通報等を受けた場合の措置)

#### 10 第9条

2項 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

#### 20 第27条

1項 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2項 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

【老人福祉法】

5 (審判の請求)

第32条

市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

【家事事件手続法】

(審判事項)

第39条

15 家庭裁判所は、この編に定めるところにより、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同編に定める事項について、審判をする。

(精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取)

第119条

1項 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(陳述及び意見の聴取)

第120条

1項 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第1号から第3号までにあっては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならぬ。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限

りでない。

1号 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

別表第一

1 後見開始 民法第7条

これは正本である。

令和年月日

津地方裁判所 民事部

裁判所書記官 庄 司 純



令和○年○月○日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和○年○月○日 第○号 損害賠償請求控訴事件 (原審・津地方裁判所平成○年○月○日)

口頭弁論終結日 令和○年○月○日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

竹 内 綱 己

三重県桑名市中央町二丁目37番地

被 控 訴 人

桑 名 市

同 代 表 者 市 長

伊 藤 徳 宇

同訴訟代理人弁護士

赤 木 邦 男

ほか11名

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人

国

同 代 表 者 法務大臣

三 好 雅 子

同 指 定 代 理 人

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人に関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、各自、388万3180円及びこれに対する平成28年9月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、①被控訴人桑名市の市長が、老人福祉法32条に基づき、控訴人につき後見を開始するとの審判を津家庭裁判所四日市支部に申し立てたこと（以下「本件申立て」という。）、②同支部裁判官が、控訴人につき後見開始の審判（以下「本件審判」という。）をしたことが、それぞれ違法な公権力の行使であり、これらによって控訴人、原審の原告（以下「原告」という。）及び同（以下「原告」という。）が損害を被ったとして、同3名が被控訴人らに対し、国家賠償法1条1項に基づき、控訴人につき、各自、損害賠償金388万3180円及びこれに対する不法行為の後の日である平成（年）月（日）から、原告につき、各自、損害賠償金60万円及びこれに対する同日から、原告につき、各自、損害賠償金65万円及びこれに対する同日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人、原告及び原告の各請求をいずれも棄却した。

そこで、控訴人が自己に関する部分につき控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、3のとおり控訴人の当審における補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2ないし4に記載するとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決9頁22行目から10頁16行目までを削除するほか、原判決28頁10行目末尾を改行し、次のとおり加える。

「（後見等に係る体制の整備等）

### 第32条の2

1項 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2項 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。」

### 3 控訴人の当審における補充主張

#### (1) 被控訴人団の責任原因について

ア 担当裁判官は、家事事件手続法の解釈と適切な運用がその役割であり、同法の原則として鑑定が必要ない場合について当然に認識しているところ、診断書及びその附票を見れば、鑑定が必要ない場合に当たらないことは判断できたはずであるから、鑑定を実施しなかったことは、付与された権限の趣旨に背いたというほかはない。

イ 担当裁判官に不当な目的があったことも、次の事実から裏付けられる。後見開始の審判申立ての標準処理期間は1か月ないし2か月であるが、本件申立てから本件審判まで1週間もかかっていない。しかも、原告[ ]の当事者参加がされたのに、その意見聴取もされていない。制度設計を無視して、一方当事者が手続に参加する余地を与えることなく排除し、鑑定を実施することがはばかられる状況にないのに上記の標準処理期間を大幅に下回って審判がされている事実からすれば、担当裁判官が殊更控訴人側を排除し、積極的に被控訴人桑名市に肩入れして審判をしたことは明らかである。

#### (2) 被控訴人桑名市の責任原因について

ア 老人福祉法32条の2は努力義務を定めたものであるが、その意義は、後見等の業務に携わる公務員に対し後見制度等について能動的に学習して理解して実践することを注意義務として期待しているということにあり、市が行う後見開始の申立てに係る実体法及び手続法について調査習熟することは公務員の一般的な注意義務の内容のうちにあるといえる。原審の証人[ ]によれば、本件申立ては「裁判所の書式をそのまま使っただけ」で

あるとのことであり、鑑定をすることが原則であるかどうかは法律を調べて学習したわけではないというものであるから、本件申立てについて被控訴人桑名市の職員が後見等の制度について十分な調査等をしていたとは到底いえない。

イ 裁判所の書式に従って申立てを準備したとしても、被控訴人桑名市の職員が上記調査習熟の義務を果たしていれば、遅くとも医師の診断書獲得時に控訴人が[ ]に該当しない可能性が高いと把握できたはずであるから、本人の面談を実施し、意思確認をして本件申立てが違法となることを避けることが十分に可能であったが、被控訴人桑名市の職員は、上記義務の履行を怠ったため、本人の面談、意思確認をしなかつた。

ウ 後見等の申立てについては、平成30年3月に、裁判官や調査官を含む有識者の協議の積み重ねによって運用指標となるガイドライン（以下「本件ガイドライン」という。）が公表されている（甲34）。これは、成年後見制度利用促進基本計画（甲35）を基準として実務運用の見直しを目的としているが、同基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の適正化を目的としている。ここで問題となっていることは、本来成年後見制度の意義は本人の意思決定支援や本人の意思決定の自由の尊重にあるにもかかわらず、実務が必ずしもそうなっていないためにこれを見直そうとすることにある。本件申立ては本件ガイドラインのいう本人の意思尊重とかけ離れている。本件ガイドラインの公表時期は本件申立てより後であるが、本人の意思決定の尊重を中心として運用されなければならない後見等の実務において、本件申立てを違法ではないとすることは実務に悪影響を及ぼし著しく不当である。

エ 原判決は、原審の証人[ ]の証言の信用性について疑いがないとするが、大半が伝聞であり、また、同人は本件申立ての中心において手続に関与した

当事者であるから、その証言は信用できないものである。したがって、これを何の留保なく信用できるとした原判決には著しい経験則違背がある。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は2のとおり控訴人の当審における補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3. 当裁判所の判断」に記載するとおりであるから、これを引用する。

#### 2 控訴人の当審における補充主張に対する判断

##### (1) 被控訴人国の責任原因について

ア 控訴人は、担当裁判官は家事事件手続法の原則として鑑定が必要ない場合について当然認識しており、診断書及びその附票を見れば、鑑定が必要ない場合に当たらないことは判断できたはずであるから、鑑定を実施しなかったことは、付与された権限の趣旨に背いたというほかはない旨主張する。

しかし、担当裁判官が鑑定を実施しなかったことについては、引用に係る原判決「事実及び理由」中第3の1(3)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人につき、桑名市長から提出された本件診断書や本件連絡票を含む一件記録を検討して、本件診断書及び診断書附票の記載内容（

（　　）相当）旨、（　　）類型に該当することが明らかである旨及び（

（　　）旨の医師の意見の記載等）や本件連絡票の記載内容（鑑定を行っても診断書記載の判断能力特定に影響がない旨の記載等）を総合考慮し、明らかに鑑定の必要がない（家事事件手続法119条1項ただし書）し、心身の障害によりその者の陳述を聞くことができない（家事事件手続法120条1項ただし書）と判断したためであると認められる。このような判断過程に照らせば、担当裁判官が鑑定をしなかったことをもって、そ

の付与された権限の趣旨に背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があるとは認められない。

したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

イ 控訴人は、本件は申立てから審判まで1週間もかかっておらず、標準処理期間を大幅に下回っており、当事者参加した原告の意見聴取もされていないから、担当裁判官が殊更控訴人側を排除し、積極的に被控訴人桑名市に肩入れして審判をしたことは明らかである旨主張する。

しかし、本件の処理期間が短い理由は鑑定を行っていないからであり、鑑定を行っていないことが担当裁判官が付与された権限の趣旨に背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情と認められないことは上記アのとおりである。また、原告の意見聴取については、本件の参加申立時の添付資料として同人の陳述書が提出されているから（甲1イ）、これで足りるものであり、控訴人の上記主張は失当である。

したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

## (2) 被控訴人桑名市の責任原因について

ア 控訴人は、後見等の業務に携わる公務員である被控訴人桑名市の職員には、老人福祉法32条の2の趣旨から市が行う後見開始申立てに係る実体法及び手続法について調査習熟する注意義務があるが、本件申立てでは裁判所の書式をそのまま使っただけで、本件申立てについて被控訴人桑名市の職員は後見等の制度について十分な調査等をしていたとはいはず、また、裁判所の書式に従って申立てを準備したとしても、上記注意義務を果たしていれば、遅くとも医師の診断書獲得時に本人の面談を実施し、意思確認をして本件申立てが違法となることを避けることが可能であったが、これを怠った旨主張する。

しかし、仮に、控訴人が主張するような一般的な注意義務が存在するとしても、本件診断書及び本件連絡票の記載内容（引用に係る原判決「事実

及び理由」中第3の1(3))，すなわち [REDACTED]  
[REDACTED] (相当)，現在，[REDACTED]，[REDACTED]，  
[REDACTED] 等の [REDACTED] があり，[REDACTED] 旨，  
類型に該当することが明らかである旨及び [REDACTED]  
[REDACTED] 旨並びに鑑定を行っても診断書記載  
の判断能力特定に影響がない旨の記載等からすれば，被控訴人桑名市の職  
員が裁判所の書式をそのまま使用したことや本人の面談を実施せず本件申  
立てを行ったことが，直ちに被控訴人桑名市の職員において職務上通常尽  
くすべき注意義務を怠ったものとは認められず，他に，これらの行為が上  
記注意義務に反するものと認め得るような事情があるとは認められない。

したがって，控訴人の上記主張は採用できない。

イ 控訴人は，本件申立ては，成年後見制度の意義である本人の意思決定  
支援や本人の意思決定の自由の尊重とはかけ離れたものであり，かかる  
申立てを違法ではないとすることは，本件ガイドラインの策定・公表等  
の従前の実務を見直す動きに逆行するものであり，実務に悪影響を及ぼ  
し著しく不当である旨主張する。

しかし，控訴人が認めるように，本件ガイドライン（甲34）の公表  
は平成30年3月であり，本件申立ての後であるから，本件ガイドライン  
に反することが直接に本件申立ての違法性の根拠とはなり得ず，控訴  
人の主張する本件申立て後の後見開始の実務を巡る状況があるとしても，  
本件全証拠によっても本件申立てを違法ではないとして問題が生  
ずるとは認められない。

したがって，控訴人の上記主張は採用できない。

ウ 控訴人は，原審の証人 [REDACTED] の証言は裏付けがなく大半が伝聞であり，同  
人は本件申立ての中心において手続に関与した当事者であるから信用できず，  
その信用性に疑いがないとした原判決には著しい経験則違背がある旨主張

する。

しかし、控訴人は、原判決の認定事実のうちどの部分に誤認があり、原審の証人〔〕の証言する事実のうちどの部分について信用できないのか具体的に主張しないし、弁論の全趣旨によれば、原判決の認定事実自体は概ね争いがないか、控訴人が知らないとし、これに反する証拠がないものであることが認められる。

したがって、原判決に経験則違背はなく、控訴人の上記主張は失当である。

(3) 控訴人は、その他縷々主張するが、いずれも採用できない。

#### 第4 結論

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 倉 田 慎 也

裁判官 升 川 智 道

裁判官池田好英は、差支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官 倉 田 慎 也

これは正本である。

令和年月日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 川名亜祐子

裁判長  
認印

## 調書 (決定)

事件の表示	令和〇年(〇)第〇号			
決定日	令和〇年〇月〇日			
裁判所	最高裁判所第三小法廷			
裁判長裁判官	戸倉三郎	宮崎裕子	宇賀也	林道晴
裁判官				
裁判官				
裁判官				
当事者等	申立人 同訴訟代理人弁護士 相手 同代表者市長 同訴訟代理人弁護士 相手 同代表者法務大臣 同指定代理人	竹内綱 桑伊赤 藤木邦 上川陽子	内名 伊赤 邦 上川 子	己ほか 市宇男ほか
原判決の表示	名古屋高等裁判所令和〇年(〇)第〇号(令和〇年〇月〇日判決)			

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

## 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

## 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和〇年〇月〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 山之内 憲



これは正本である。

令和〇年〇月〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

〒511-0068  
桑名市中央町二丁目37

29 12 11  
年月日

桑名市長 伊藤徳字 様

〒514-0004 津市栄町二丁目466番地

楠井法律事務所  
弁護士 楠井嘉一

TEL 059-229-1588 / FAX 059-229-1726



## 請求書

金 円也

下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願ひします。

但し、損害賠償請求事件 (相手方: [REDACTED] 外2名) の件

種別	金額	備考
着手金・手数料	[REDACTED]	
報酬		
委託金		
相談		
謝金		
① 請求額	[REDACTED]	
② 源泉所得税額	[REDACTED]	報酬額100万円まで10.21% 100万円を超える分20.42%
③ 差引請求額	[REDACTED]	①-②
④ 消費税相当額	[REDACTED]	
⑤ 印紙		
諸費用		
郵券		
交通費		
供託金		
⑥ 預り金相殺分		
⑦ お支払い頂く額	[REDACTED]	[REDACTED]

金 [REDACTED] 円 (⑦) を下記の口座にお振込下さい。

銀行口座 [REDACTED] 銀行 [REDACTED] 支店

源泉徴収よろしくお願ひします。 (源泉所得税額 [REDACTED] 円) (②)

※ 銀行の振込票をもって領収書にかえさせて頂きます。 担当弁護士: 赤木邦男

平成29年12月11日横

〒511-8601  
桑名市中央町二丁目37番地

桑名市長 伊藤徳字 様

平成 31年 3月18日

〒514-0004 津市栄町二丁目466番地

楠井法律事務

弁護士 楠井

TEL 059-229-1588 / FAX 059-229-1589



請 求 書

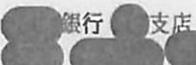
金 1,800 円也

下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願いします。

但し、損害賠償請求事件 の件

種 別	金 額	備 考
諸 経 費	印 紙	
	郵 券 等	
	内 容 証 明	
	贋 写 料	1,800
	住民票など取寄せ	
	為替発行手数料	
	取寄にかかる郵送	
	供 託 金	
	予 納 金	
	保 管 金	
預 り 金	登 錄 免 許 稅	
	送 金 手 数 料	
	立 替 金	
	請 求 総 額	1,800

金 1,800 円を下記の口座にお振込下さい。

銀行口座  銀行 支店

平成31年3月18日横幅

※ 銀行の振込票をもって領収書にかえさせて頂きます。 担当弁護士:赤木邦男

〒511-0068  
桑名市中央町二丁目37

桑名市長 伊藤徳宇 様

平成 31年3月18日

〒514-0004 津市栄町二丁目466番地

楠井法律事務所

弁護士 楠井嘉

TEL 059-229-1588 / FAX 059-229-1120

## 請求書

金 円也

下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願いします。

但し、損害賠償請求事件（平成 年度）

の件

種 別	金 額	備 考
着手金・手数料		
報 酬		
事 業 手 数 料	■■■■■	
相 談		
謝 金		
① 請 求 総 額	■■■■■	
② 源 泉 所 得 税 額	■■■■■	報酬額100万円まで10.21% 100万円を超える分20.42%
③ 差 引 請 求 額	■■■■■	■■■■■
④ 消 費 税 相 当 額	■■■■■	
⑤ 印 紙		
諸 費 用		
郵 券		
交 通 費		
供 託 金		
⑥ 預 り 金 相 番 分		
⑦ お 支 払 い 頂 く 額	■■■■■	■■■■■

金 円 (⑦) を下記の口座にお振込下さい。

銀行口座 銀行 支店

平成31年3月18日

源泉徴収よろしくお願いします。（源泉所得税額 円） (②)

※ 銀行の振込票をもって領収書にかえさせて頂きます。 担当弁護士：赤木邦男

〒511-8601  
桑名市中央町二丁目37番地

桑名市長 伊藤徳宇 様

令和 2 年 3 月 13 日

〒514-0004 津市栄町二丁目466番地

楠井法律事務

弁護士 楠井嘉

TEL 059-229-1588 / FAX 059-229-1120



請 求 書

金 6,900 円也

下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願いします。

但し、損害賠償請求事件 の件

種 別		金 額	備 考
諸 経 費	印 紙	600	
	郵 券 等		
	内 容 証 明		
	贋 写 料	6,300	
	住民票など取寄せ		
	為替発行手数料		
	取寄にかかる郵送		
預 り 金	供 託 金		
	予 納 金		
	保 管 金		
	登 錄 免 許 税		
送 金 手 数 料			
立 替 金			
請 求 総 額		6,900	

金 6,900 円を下記の口座にお振込下さい。

銀行口座

※ 恐れ入りますが、振込手数料はお客様のご負担にてお願い致します。 担当弁護士：赤木邦男

〒511-8601  
桑名市中央町二丁目37番地

桑名市長 伊藤徳宇 様

令和2年3月13日

〒514-0004 津市栄町二丁目466番地

楠井法律事務所

弁護士 楠井嘉



TEL 059-229-1588 / FAX 059-229-1120

## 請求書

金 円也

下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願いします。

但し、損害賠償請求控訴事件

の件

種別	金額	備考
着手金・手数料		
報酬		
委託金		
相談		
謝金		
①請求総額		
②源泉所得税額		報酬額100万円まで10.21% 100万円を超える分20.42%
③差引請求額		
④消費税相当額		
⑤印紙		
諸費用		
交通費		
供託金		
⑥預り金相殺分		
⑦お支払い頂く額		

金 円 (7) を下記の口座にお振込下さい。

銀行口座 [ ] 銀行 [ ] 支店 [ ] ( )

源泉徴収よろしくお願いします。（源泉所得税額 [ ] 円） (2)

※恐れ入りますが、振込手数料はお客様のご負担にてお願い致します。 担当弁護士：赤木邦男

〒511-8601  
三重県桑名市中央町二丁目37番地

令和 3年 4月 22日

桑名市長 伊藤徳宇 様

〒514-0004 津市栄町二丁目466番地

楠井法律事務所

弁護士 楠井嘉

TEL 059-229-1588 / FAX 059-229-1122

## 請求書

金 12,060 円也

下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願ひします。

但し、損害賠償請求事件 の件

(相手方)

種 別	金 額	備 考
諸 経 費	印 紙 150	
	郵 券 等	
	交 通 費 11,030	
	贋 写 料 696	
	住民票など取寄せ	
	為替発行手数料 100	
預 り 金	取寄にかかる郵送 84	
	供 託 金	
	予 納 金	
	保 管 金	
	登 錄 免 許 稅	
	送 金 手 数 料	
	立 替 金	
	請 求 総 額 12,060	

金 12,060 円を下記の口座にお振込下さい。

銀行口座 銀行 支店

※ 恐れ入りますが、振込手数料はお客様のご負担にてお願い致します。

担当弁護士：赤木邦男

〒511-8601  
三重県桑名市中央町二丁目37番地

令和3年4月22日

桑名市長 伊藤徳宇 様

〒514-0004 津市栄町二丁目466番地

楠井法律事務  
弁護士 楠井嘉

TEL 059-229-1588 / FAX 059-229-1120



## 請求書

金 円也

下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願ひします。

但し、損害賠償請求事件 (相手方: [REDACTED])

の件

種別	金額	備考
着手金・手数料	[REDACTED]	
報酬額	[REDACTED]	
委託金	[REDACTED]	
相談費	[REDACTED]	
謝金	[REDACTED]	
①請求総額	[REDACTED]	
②源泉所得税額	[REDACTED]	報酬額100万円まで10.21% 100万円を超える分20.42%
③差引請求額	[REDACTED]	[REDACTED]
④消費税相当額	[REDACTED]	
⑤印紙	[REDACTED]	
郵券	[REDACTED]	
交通通費	[REDACTED]	
掛託金	[REDACTED]	
⑥預り金相殺分	[REDACTED]	
⑦お支払い頂く額	[REDACTED]	[REDACTED]

金 [REDACTED] 円 (⑦) を下記の口座にお振込下さい。

銀行口座 [REDACTED] 銀行 [REDACTED] 支店

源泉徴収よろしくお願ひします。 (源泉所得税額 [REDACTED] 円) (②)

※恐れ入りますが、振込手数料はお客様のご負担にてお願ひ致します。 担当弁護士: 赤木邦男